

いわき市農業委員会第31回総会議事録

1 開催日時

令和2年10月19日(月) 13時00分から15時00分

2 開催場所

いわき市役所東分庁舎 5階 会議室

3 出席者(31人)

(1) 農業委員(21人)

1 草野庄一	11 新妻信夫	
2 坂本和徳	12 佐川良平	22 木田テイ子
3 蛭田元起	13 鈴木理	
4 遠藤重和	14 蛭田秀史	24 佐藤吉行
5 藁谷昭夫	15 高木眞一	
6 鈴木義直	16 木幡仁一	
7 草野久仁昭		
8 箱崎寿正	18 大竹公治	
9 松本英人	19 油座盛明	
10 油座勝三	20 岡田光男	

(2) 事務局(10人)

太清光	事務局長
阿部伸夫	参事兼次長
小川仁一	主任主査兼農地調査係長
草野浩平	主任主査兼農地審査係長
野木隆司	主任主査兼農政振興係長
府川将人	農地審査係 主査
坂本壮示	農地審査係 主査
石島大輔	農地審査係 主査
金成聡司	農政振興係 主査
西山諒	農地調査係 事務主任

4 欠席者(3人)

17 菅波一郎
21 和田正人
23 小泉昌男

5 会議の概要

事務局
(阿部次長)

本日は、お忙しい中、いわき市農業委員会第31回総会にご参集を頂きましてありがとうございます。

まず、本日は、東分庁舎の4階及び5階のトイレ改修工事が行われており使用できません。

誠にお手数ですが、1階から3階のトイレをご使用くださいますようお願いいたします。

それでは、お手元にお配り致しました資料を確認させていただきます。

○第31回総会議案書

○許可申請に係る意見及び決定理由書

○議案第3号補足資料

○現地調査位置図

○【資料1】令和2年度いわき市農林業賞選考委員会の委員の推薦について

○【資料2】第30回総会議案第6号（農地法第51条第1項に該当する事案）に係る経過報告について

○【資料3】第31回総会議案説明書の訂正について

○【資料4】農業者年金加入状況・受給状況内訳

○【資料5】令和2年度福島県下農業委員会大会への参加について（通知）

○【資料6】令和2年いわき市農業委員会忘年会の開催中止について（通知）

○農業委員会だより第187号（令和2年10月1日発行）

以上、11点です。

なお、いわき市農業委員会総会会議規則第22条において、「委員は、総会中、みだりに議席を退くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、議長の許可を得て退くことができる。」とされております。総会開催前に、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードの設定について、ご協力をお願い致します。

次に、農業委員会憲章唱和でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、省略させていただきます。

本日の総会につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づきまして会長が招集させて頂いております。それでは、議事に先立ちまして、草野会長より、ご挨拶申し上げます。

草野会長

いわき市農業委員会第31回総会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

稲刈りを終えた方と、これからの方といらっしゃると思いますが、天候が不順で、秋といえども安定しない日々が続いております。

草野会長

雨が降ったりやんだりで中々すっきりと晴れない状況の中、秋の農作業にご苦労されていることと思います。

先ほど、菅波一郎委員も午前中に顔を出されて、稲刈機が故障して、稲刈り作業が進まず、本日、残りの稲刈りをどうしても進めたいとのことで総会は欠席されております。

さて、先日、小泉昌男委員の祖母がお亡くなりになり、委員の皆様には、通夜、告別式へのご参列をいただき感謝申し上げたいとの連絡がございました。

私からも心からお悔やみを申し上げたいと思います。

大久地区県営農村地域復興再生基盤整備事業記念碑除幕式典、竣工式典に出席して参りました。

大久地区の本事業による基盤整備が始まったのが平成19年でありますから、13年かけてやっと竣工を迎えたということであります。

基盤整備の規模は81.8haでありました。

第15期まで農業委員であった、大久町の猪狩和一委員が、この基盤整備に係り地区の役員になり、非常に苦労したという話をしていたことを思い出します。

数年前に、惜しくもお亡くなりになりましたが、あの時、基盤整備に尽力されていた猪狩委員には、是非ともこの除幕式典、竣工式典に参加して欲しかったなあと思いました。

連絡なのですが、例年11月は、県下農業委員会大会が開催され、農業委員、農地利用最適化推進委員と一緒にバスで福島市に行っていたところですが、新型コロナウイルス感染症の影響で参加人数が5名と限られることになりました。

当日は、農業委員の油座勝三委員、農地利用最適化推進委員の阿部浩二委員が永年勤続表彰されます。

誠におめでとうございます。

このコロナ騒ぎで、色々やろうと思っていたことができない状況が続いています。

例年の忘年会も開催が難しい状況です。

後ほど、事務局から説明がありますので、よろしくお願ひします。

本日は、定例となります、農地法に係る許可申請等を中心に審議を頂きます。

皆様には慎重かつ円滑な審議を賜りますようよろしくお願ひ致しまして、挨拶とさせていただきます。

事務局
(阿部次長)

ありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります。議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定に基づき会長が議長とな

事務局
(阿部次長)

り進めさせていただきます。

議 長
(草野会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

本日の通告欠席者でございますが、議席番号17番、菅波一郎委員、議席番号21番、和田正人委員、議席番号23番、小泉昌男委員でございます。

現在、委員24名中、21名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定の過半数を超えております。本日の総会は成立することをご報告致します。

次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会、閉会は議長が宣告することとなっておりますので、宣告致します。

只今より、いわき市農業委員会第31回総会を開会致します。

次に、議事録署名人の指名でございますが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名致します。

議席番号18番、大竹公治委員

19番、油座盛明委員

また、書記は事務局にお願い致します。

なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、農業委員会は、総会等の終了後速やかに市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供することとされております。

これにより、総会議事録の作成については、委員個人名と発言内容のすべてを記載する全文記録方式と致します。

また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。

次に、会務報告を事務局よりお願い致します。

事務局
(阿部次長)

－総会議案書2ページにより会務報告－

議 長
(草野会長)

それでは、只今より議事の審議に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、訂正、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。

事務局
(野木係長)

追案等は特にありません。

議長
(草野会長)

それでは議事に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされており

ます。
本日、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、において議席番号10番、油座勝三委員が該当しております。

油座委員には議案審議の際の一時退室をお願い致します。

その他、該当する方がいれば、議案審議の際、申し出て下さい。

それでは、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、審議致しますが、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に、議席番号10番、油座勝三委員が該当しておりますので、一時退室についてよろしくお願い致します。

-議席番号10番、油座勝三委員退室-

議長
(草野会長)

それでは、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局
(草野係長)

議案書の3ページを、お開き願います。

【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】

詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局
(府川主査)

説明に入る前に取下げが2件、訂正が1件ございます。

議案説明書3ページ、及び4ページをお開き願います。

まず、取下げでございますが、番号6番、及び番号8番の案件につきまして、申請者の都合により取下げになりました。

これに伴いまして、面積の合計が変更になります。変更後の田の面積は4,735㎡、畑の面積は1,044㎡、合計面積は5,779㎡、それぞれ変更になります。

次に、訂正でございますが、番号7番の譲受人と譲渡人の住所氏名を逆に記載してしまいました。

大変申し訳ありませんでした。

それでは、説明させていただきます。

議案説明書2ページをお開き願います。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について

事務局
(府川主査) ご説明いたします。
また、地図については、別紙現地調査位置図を併せてご覧ください。
議案説明書の3ページをお開き願います。
番号1番から番号5番、及び番号7番は売買による所有権の移転でございます。
今月の3条申請面積は、田4,735㎡、畑1,044㎡、合計5,779㎡となります。
議案説明書5ページをお開き願います。許可要件につきましては、3条許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
なお、許可要件の詳細につきましては議案説明書6ページをご覧ください。
説明は、以上です。

議 長
(草野会長) 只今、事務局より、議案第1号について説明がありました。
ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

5番
藁谷委員 議席番号5番の藁谷昭夫です。
番号1番から番号5番、及び番号7番の事案につきまして、現地を調査いたしました。特段、問題はありませんでした。
報告は以上です。

議 長
(草野会長) 只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。

－意見無しとの声有り－

議 長
(草野会長) ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。
議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

－異議無しとの声有り－

議 長
(草野会長) ご異議無しと認め、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。
それでは、油座委員、入室願います。

-議席番号10番、油座勝三委員入室-

議 長 (草野会長)	<p>それでは、次に、議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (草野係長)	<p>議案書の 4 ページを、お開き願います。 【議案第 2 号を朗読し、審議事項を説明】 詳細につきましては、担当者が説明致します。</p>
事務局 (坂本主査)	<p>議案説明書 7 ページをお開き願います。 議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について説明致します。</p> <p>配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。</p> <p>議案説明書 8 ページをお開き願います。</p> <p>番号 1 番、申請地は小川町、登記地目は畑、転用面積は632㎡、転用目的は太陽光発電設備です。</p> <p>番号 2 番、申請地は小川町、登記地目は田、転用面積は474㎡、転用目的は一般住宅敷地です。</p> <p>番号 3 番、申請地は小川町、登記地目は田、転用面積は1,591㎡、転用目的は太陽光発電設備です。</p> <p>以上、3 件、面積は、田2,065㎡、畑632㎡、合計、2,697㎡です。</p> <p>番号 1 番につきましては、申請者が平成30年度に太陽光発電事業を計画した際、当初業務を委託していた業者が脱税を行っていたことが発覚し、逮捕され連絡が取れなくなり一時事業が止まっておりました。</p> <p>それから令和元年に新たな業者と再度業務を委託して事業を再開した際、再受注した業者が既に当該箇所の転用手続きが済んでいると思い無許可のまま工事を完了してしまったものです。</p> <p>その後、申請者は過去に別の箇所に太陽光発電設備を設置した際に転用許可を申請していたことを思い出し、当委員会に相談に来た結果、無許可のまま太陽光発電設備が設置されてしまったことが発覚しました。</p> <p>本人も施工業者も深く反省していること、申請箇所は転用を行うのに問題ない箇所であることから、この度の農地法第 4 条許可申請があったものであり、無断転用の経緯を踏まえると追認することもやむを得ないと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長 (草野会長)	<p>只今、事務局より、議案第 2 号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。</p>

6 番
鈴木委員

議席番号 6 番、鈴木義直です。

番号 1 番は転用許可を得ずに既に太陽光パネルが設置されておりましたが、現場でのパネル設置等については特段問題なく、地権者及び施工業者も深く反省しているとのことから、事務局説明の通り無断転用であるものの追認もやむを得ないと考えます。

番号 2 番及び 3 番については特段問題ありませんでした。
報告は以上です。

議 長
(草野会長)

只今の報告では、番号 2 番及び 3 番については立地基準及び一般基準の両方とも満たしており、特に問題ないとのことですが、

なお、番号 1 番については、許可を得ずに既に転用してしまった案件ですが、経緯等を踏まえ、追認もやむを得ないとのことですが、

委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。

-意見無しとの声有り-

議 長
(草野会長)

ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。

議案第 2 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

-異議無しとの声有り-

議 長
(草野会長)

ご異議無しと認め、議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請については、原案とおおり可決致します。

次に、議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局
(草野係長)

議案書の 5 ページをお開き願います。

【報告第 3 号を朗読し、報告事項を説明】

詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局
(石島主査)

議案説明書 9 ページをお開き願います。

議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてご説明致します。

配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。

説明に入る前に資料の訂正が御座います。

まず、議案説明書 16 ページの議案番号 47 番及び 48 番につきましては、取下願出書が提出されたことから、取り下げとなります。

事務局
(石島主査)

続いて資料3をご覧ください。

議案説明書15ページの番号37番の案件について、申請土地の所在地番、面積が変更になります。

また、同ページの番号41番の案件について、申請土地の所在地番、面積が変更になります。

次に、17ページの番号51番の案件について、申請土地の所在地番の面積が変更になります。

以上の2つの案件の取り下げ及び3つの案件の面積の変更に伴い、合計面積が資料3のとおり変更になります。

以上、訂正をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。それでは説明させていただきます。

番号1番、申請地は平、登記地目は畑、転用面積は122㎡、転用目的は駐車場です。

番号2番、申請地は永崎、登記地目は田、転用面積は1,413㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号3番、申請地は永崎、登記地目は畑、転用面積は800㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号4番、申請地は永崎、登記地目は田、転用面積は1,416㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号5番、申請地は永崎、登記地目は田、転用面積は1,304㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号6番、申請地は渡辺町、登記地目は田、転用面積は194㎡、転用目的は農業用倉庫敷地です。

番号7番、申請地は石塚町、登記地目は畑、転用面積は1,000㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号8番、申請地は小浜町、登記地目は田、転用面積は3,747㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

面積が30アールを超えますので、県農業会議の意見照会案件となります。

番号9番、申請地は錦町、登記地目は畑、転用面積は999㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号10番、申請地は錦町、登記地目は畑、転用面積は534㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号11番、申請地は錦町、登記地目は畑、転用面積は1,087㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号12番、申請地は錦町、登記地目は田、転用面積は888㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号13番、申請地は錦町、登記地目は田及び畑、転用面積は387㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

事務局
(石島主査)

番号14番、申請地は勿来町、登記地目は田、転用面積は1,622.25㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号15番、申請地は勿来町、登記地目は田、転用面積は1,156㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号16番、申請地は勿来町、登記地目は田、転用面積は760㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号17番、申請地は勿来町、登記地目は田、転用面積は786㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号18番、申請地は勿来町、登記地目は田、転用面積は2,206㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号19番、申請地は勿来町、登記地目は田、転用面積は2,186㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号20番、申請地は勿来町、登記地目は田、転用面積は460㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号21番、申請地は勿来町、登記地目は田、転用面積は1,340㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号22番、申請地は勿来町、登記地目は田、転用面積は2,114㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号23番、申請地は勿来町、登記地目は田、転用面積は2,385㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号24番、申請地は勿来町、登記地目は畑、転用面積は214㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号25番、申請地は勿来町、登記地目は畑、転用面積は264㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号26番、申請地は勿来町、登記地目は畑、転用面積は492㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号27番、申請地は勿来町、登記地目は畑、転用面積は495㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号28番、申請地は山玉町、登記地目は田、転用面積は652㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号29番、申請地は山玉町、登記地目は田、転用面積は527㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号30番、申請地は山玉町、登記地目は畑、転用面積は669㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号31番、申請地は山玉町、登記地目は畑、転用面積は2,182㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号32番、申請地は山玉町、登記地目は畑、転用面積は710㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号33番、申請地は山玉町、登記地目は畑、転用面積は646㎡、転

事務局
(石島主査)

用目的は太陽光発電設備です。

番号34番、申請地は山玉町、登記地目は畑、転用面積は510㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号35番、申請地は山玉町、登記地目は畑、転用面積は1,269㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号36番、申請地は山玉町、登記地目は畑、転用面積は1,001㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号37番、申請地は山玉町、登記地目は畑、転用面積は236㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号38番、申請地は山玉町、登記地目は畑、転用面積は894㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号39番、申請地は山玉町、登記地目は畑、転用面積は303㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号40番、申請地は山田町、登記地目は田、転用面積は1,326㎡で、転用目的は太陽光発電設備です。

番号41番、申請地は山田町、登記地目は田、転用面積は1,070.8㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号42番、申請地は常磐、登記地目は田、転用面積は2,399㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号43番、申請地は四倉町、登記地目は畑、転用面積は1,380㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号44番、申請地は遠野町、登記地目は田、転用面積は1,028.32㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号45番、申請地は遠野町、登記地目は田、転用面積は1,144㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号46番、申請地は遠野町、登記地目は田、転用面積は869㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号49番、申請地は好間町、登記地目は畑、転用面積は930㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号50番、申請地は好間町、登記地目は畑、転用面積は510㎡、転用目的は駐車場敷地です。

番号51番、申請地は田人町、登記地目は畑、転用面積は756㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号52番、申請地は田人町、登記地目は畑、転用面積は1,518.92㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号53番、申請地は田人町、登記地目は畑、転用面積は454㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号54番、申請地は平、登記地目は田、転用面積は1,024.85㎡、転用目的は河川災害復旧工事用工事施工ヤードのための一時転用で

事務局
(石島主査)

す。

番号55番、申請地は渡辺町、登記地目は田、転用面積は1,046.8㎡、転用目的は塀の設置及び作業用敷地のための一時転用です。

番号56番、申請地は小川町、登記地目は田、転用面積は744.75㎡、転用目的は仮設工事事務所及び駐車場のための一時転用です。

以上54件、面積は、田36,005.77㎡、畑20,166.92㎡、合計56,172.69㎡です。

なお、番号8番、18番、19番、22番、23番、31番につきましては、申請地内の土地利用方法について、太陽光パネルの面積に対して、管理用通路等の面積が類似施設の通常の規模に比べて過大な面積であることから、一般基準に合致しないものと考えます。

また、18番、20番につきましては、申請地は平成26年12月26日付農地法第3条許可により、賃貸借契約締結しており、その解約がなされておらず、賃借人から同意があったことを確認できておりません。

以上のことから一般基準に合致しないものと考えます。

番号40番、41番につきましては、令和元年12月18日に開催されたいわき市農業委員会第20回総会において、申請人の所有する農地について、当該申請地と別の農地について、農地改良工事届を農業委員会に提出することなく盛土がなされており、農地法第51条第1項に該当する事案として議決しましたが、その後、農地改良工事届の提出を求めても、未だ提出されないことから信用があるとは認められず、一般基準に合致しないものと考えます。

番号49番につきましては、申請地内に果樹以外の雑木が多数生えておりました。

本案件につきましては先月も申請が提出されており、同様の状態であったことから、却下となっております。

今月も農地性が認められない状態であることから、却下が妥当と考えます。

番号51番につきましては、10月13日に実施した現地調査の際、申請地が農業委員会の許可を得ずに資材等が置かれていることを確認しました。

無断転用行為が発覚しましたが、是正を求めたところ、本日時点で資材等の撤去がなされ是正されていることを確認しました。

番号56番につきましては、県が事業主体である広域農道整備事業に係る仮設工事事務所及び駐車場に係る農地転用です。

しかし、本来は農地転用が必要であることに気づかず、申請前に工作物等を設置してしまったものでありますが、申請者本人も深く反省していること、転用内容が一時転用であり転用する内容に問題

事務局 (石島主査)	<p>がないこと、公益性のある農道整備事業に係る転用であることから追認することもやむを得ないと考えます。</p> <p>なお、番号1番から7番、9番から17番、21番、24番から30番、32番から39番、42番から46番、50番、52番から56番については、立地基準及び一般基準を満たしており、許可可能と考えます。</p> <p>私からは以上です。</p>
議 長 (草野会長)	<p>只今、事務局より、議案第3号について説明がありました。</p> <p>ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。</p>
8 番 箱崎委員	<p>議席番号8番、箱崎寿正です。</p> <p>番号1番から46番、49番から53番及び56番の事案について現地を調査した結果、番号8番、18番、19番、22番、23番、31番につきましては、申請地内の土地利用方法について、太陽光パネルの面積に対して、管理用通路等の面積が類似施設の通常の規模に比べて過大な面積であり、申請面積が事業計画内容に照らして必要最小限度ではないと考えます。</p> <p>番号49番につきましては、申請地内に果樹以外の雑木が多数生えており、農地性が認められないことから、「却下」が妥当と考えます。</p> <p>番号51番につきましては、現地調査を行ったところ、申請地が農業委員会の許可を得ずに資材置場として使用されていることを確認しましたが、事務局説明のとおり、本日時点で違反が是正されたことを確認しました。</p>
議 長 (草野会長)	<p>続いて、事務局、お願い致します。</p>
事務局 (石島主査)	<p>番号54番につきましては、河川災害復旧工事用工事施工ヤードのための一時転用であり、番号55番につきましては、塀の設置及び作業用敷地のための一時転用であり、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長 (草野会長)	<p>只今の報告では、番号1番から7番、9番から17番、21番、24番から30番、32番から39番、42番から46番、50番、52番から55番については、立地基準及び一般基準の両方とも満たしており、特に問題ないとのことですが、番号8番、18番、19番、22番、23番、31番については、転用目的に対して、転用面積が過大であること、番号18番及び20番については、申請者以外と賃貸借契約が締結されたまま</p>

議 長
(草野会長)

で、解約がなされていないこと、番号40番及び41番については、土地所有者が別の農地の違反転用について、是正がなされていないことから、これらの案件については、一般基準を満たさないとのことです。

また、番号49番については、申請地に雑木が多数生えており、農地性が認められないことから、却下が妥当とのこと。

なお、番号51番については、現地調査の際、当該申請地に資材等が無許可で置かれていたが、現時点で違反が是正されたことから、許可基準を満たしており、また、番号56番については、県が発注した広域農道整備事業に係る仮設工事事務所及び駐車場として、許可を得ずに既に転用してしまった案件ですが、経緯や必要性等とを踏まえ、追認もやむを得ないとのこと。

これらのことについて、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。

13番
鈴木委員

議席番号13番、鈴木理です。

番号2番から5番については、申請地が連続した土地であるのに、太陽光発電を実施するという事業者が異なる事業者で申請されています。

これについては、何か、一つの事業者で実施できないような理由や、談合しているなどの疑いは無いのでしょうか。

事務局
(坂本主査)

太陽光発電設備の設置に関しては、資源エネルギー庁から再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けることとなりますが、筆毎に申請されており、それぞれ認可を得ております。

農地転用許可申請については、認可毎に申請を受けるため、このような許可申請となっているものであります。

議 長
(草野会長)

他に、委員の皆様から、ご意見、ご質問はございますか。

－意見無しとの声有り－

議 長
(草野会長)

ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。

議案第3号について、番号1番から7番、9番から17番、21番、24番から30番、32番から39番、42番から46番、50番から56番については、原案のとおり可決し、番号8番、18番、19番、20番、22番、23番、31番、40番、41番については、一般基準を満たさないことから不許可、番号49番については、農地性が認められないことから却

議 長
(草野会長)

下とすることにご異議ございませんか。

－異議無しとの声有り－

議 長
(草野会長)

ご異議無しと認め、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請については、只今の説明のとおりとします。

次に、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による公共事業の施工に伴う廃土処理に係る農地転用の申出について、事務局の説明を求めます。

事務局
(草野係長)

議案書の6ページを、お開き願います。

【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】

詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局
(坂本主査)

議案説明書19ページをお開き願います。

議案第4号、農地法第5条第1項の規定による公共事業の施工に伴う廃土処理に係る農地転用の申出についてご説明いたします。

配付しております議案説明書及び現地調査位置図をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。

議案説明書20ページをお開き願います。

公共事業施行者は福島県いわき建設事務所長、転用目的はいずれも残土置場です。

続いて転用箇所についてご説明致します。

番号1番、申請地は鹿島町、地目は田及び畑、面積は2,225㎡です。

番号2番、申請値は鹿島町、地目は田、面積は1,619㎡です。

番号3番、申請値は鹿島町、地目は田、面積は170㎡です。

番号4番、申請値は鹿島町、地目は田及び畑、面積は3,078㎡です。

番号5番、申請値は鹿島町、地目は畑、面積は694㎡です。

以上、5件、面積は、田6,323㎡、畑、1,463㎡、合計7,786㎡です。

続いて事業実施の確実性についてご説明致します。

公共事業施工者は、今年の台風19号被害による夏井川改良復旧事業に伴い発生した土砂の置き場を工事費削減のため事業用地付近に探していましたが、適当な土地が見つかりませんでした。

しかし、この度、申請農地所有者の承諾が得られたことから、やむを得ず農地を恒久的な残土置き場として利用することとなった案件であり、事業実施は確実です。

なお、番号4番につきましては、転用面積が3,078㎡であり30aを超えておりますが、当該事業は県主体の転用許可不要案件に該当す

事務局
(坂本主査) ることから、県農業会議の意見照会案件とはならないことを申し添えます。
説明は以上です。

議 長
(草野会長) 只今、事務局より、議案第4号について説明がありました。
ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

5 番
藁谷委員 議席番号5番、藁谷昭夫です。
番号1番から5番について現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。
報告は以上です。

議 長
(草野会長) 只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでしたが、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。

—意見無しとの声有り—

議 長
(草野会長) ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。
議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—異議無しとの声有り—

議 長
(草野会長) ご異議無しと認め、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による公共事業の施工に伴う廃土処理に係る農地転用の申出については、原案のとおり可決致します。
次に、議案第5号、現況確認証明願いについて、事務局の説明を求めます。

事務局
(小川係長) 議案書の7ページを、お開き願います。
【議案第5号を朗読し、審議事項を説明】
議案説明書21ページをお開き願います。
議案第5号、現況確認証明願いについてでございます。
次の、22ページをお開き願います。
また、地図については、別紙現地調査位置図を併せてご覧ください。
番号1番、申請地は常磐、登記地目は畑、現況地目は原野、面積は322㎡です。
非農地化した経緯については、平成8年頃に周辺の山林が繁茂し、

事務局 (小川係長)	日照、風通等の分断により耕作を放棄しました。 平成10年頃から当該申請地が原野化し、現在に至っております。 以上1件、登記地目を現況地目に合わせるため、現況確認証明願 いが提出されたものです。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第5号について説明がありましたが、こ こで現地調査時の意見等の報告をお願い致します。
6 番 鈴木委員	議席番号6番、鈴木義直です。 番号1番の事案について、現地を調査した結果、特段、問題あり ませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでしたが、 その他、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ござい ませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第5号、現況確認証明願いについては、 原案のとおり可決致します。 次に、議案第6号、いわき市農用地利用集積計画について、事務 局の説明を求めます。
事務局 (小川係長)	議案書の8ページを、お開き願います。 【議案第6号を朗読し、審議事項を説明】 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (西山主任)	議案第6号、いわき市農用地利用集積計画について説明致します。 第14号は、公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理機構 の特例事業により買取り、一時保有する事案でございます。 実施地区は、平。

事務局
(西山主任) 買い手1名、売り手1名、対象筆数は田5筆、畑3筆、面積は田1,007㎡、畑1,507㎡となっております。
第15号は、新たに利用権（賃貸借）を設定する事案でございます。実施地区は、四倉。
借り手1名、貸し手1名、対象筆数は畑1筆、面積は田2,289㎡となっております。
第16号は、新たに利用権（使用貸借）を設定する事案でございます。実施地区は、四倉。
借り手1名、貸し手1名、対象筆数は畑1筆、面積は畑1,003㎡となっております。
議案説明書の33ページまでの詳細な説明は省略させていただきます。
以上、第14号から16号の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
農用地利用集積計画については、以上です。

議 長
(草野会長) 只今、事務局より、議案第6号について説明がありましたが、委員の皆様から、ご意見、ご質問はございますか。

－意見無しとの声有り－

議 長
(草野会長) ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。
議案第6号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

－異議無しの声有り－

議 長
(草野会長) ご異議無しと認め、議案第6号、いわき市農用地利用集積計画については、原案のとおり可決致します。
次に、議案第7号、令和2年度いわき市農林業賞選考委員会の委員の推薦について、事務局の説明を求めます。

事務局
(野木係長) 議案書の9ページを、お開き願います。
【議案第7号を朗読し、審議事項を説明】
資料1をお開き願います。
まず、1の趣旨であります。昨年度同様、いわき市長よりいわき市農林業賞選考委員会の委員1名の推薦を求められたことから、

事務局
(野木係長) 被推薦者を決定するものであります。
2の表彰要綱の抜粋であります。第1条目的はご覧のとおりであります。
第4条表彰選考委員会の第2項、下線の部分ですが、選考委員会は、別表に掲げる機関及び団体それぞれから市長が選任する委員をもって組織する、とありまして、いわき市農業委員会が該当しているものであります。
なお、過去における農業委員会の被推薦者は3のとおりであり、選考委員会委員長に選任されております。
以上を踏まえ、委員の皆様、今年度の被推薦者1名の決定についてお諮りするものであります。
説明は、以上であります。

議長
(草野会長) 只今、事務局より、議案第7号について説明がありましたが、どのように被推薦者を選出致しますか。
その方法についてお諮り致します。

13番
鈴木委員 議席番号13番、鈴木理です。
私も以前に委員を務めさせていただいたことから、意見を申し上げます。
この委員には、農業委員会長が推薦されるべきだと思います。
通例ではありますが、この選考委員会の委員長は、農業委員会の会長が選任されております。
そのことから、農業委員会長が推薦されるべきと考えます。

議長
(草野会長) では、お諮り致します。
議案第7号について、被推薦者を農業委員会長の草野庄一委員と決定することにご異議ございませんか。

-異議無しとの声有り-

議長
(草野会長) ご異議無しと認め、議案第7号、令和2年度いわき市農林業賞選考委員会の委員の推薦については、被推薦者を農業委員会長と決定致します。
それでは、次に報告事項ですが、その前に10分間の休憩を取りたいと思います。
只今、14時25分でございます。
再開を、14時35分と致します。

(10分間休憩)

議長
(草野会長)

全員お揃いですので再開致します。
それでは、報告事項に移りますが、報告第1号から報告第6号まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局
(草野係長)

議案書の10ページをお開き願います。
【報告第1号を朗読、報告事項を説明】
議案説明書の34ページをお開き願います。
農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告致します。

9月は31件の届出がありました。
合計面積は、田55,590㎡、畑36,449.30㎡、合計92,039.30㎡でございます。

以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。
続きまして、議案書の11ページをお開き願います。

【報告第2号を朗読、報告事項を説明】
議案説明書39ページをお開き願います。
農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、報告致します。

9月は4件の届出がありました。
合計面積は、田2,187㎡、畑758㎡、合計2,945㎡でございます。
以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。
続きまして、議案書の12ページをお開き願います。

【報告第3号を朗読、報告事項を説明】
議案説明書41ページをお開き願います。
農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、報告致します。

9月は22件の届出がありました。
合計面積は、田4,261.67㎡、畑3,873㎡、合計8,134.67㎡でございます。

以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。
続きまして、議案書の13ページをお開き願います。

【報告第4号を朗読、報告事項を説明】
議案説明書47ページをお開き願います。
農地法第18条第6項の規定による通知について、報告致します。
9月は8件の通知がありました。
合計面積は、田5,989㎡、畑2,516㎡、合計8,505㎡でございます。
以上、合意解約の通知がありましたので、報告致します。

事務局 (草野係長)	説明は以上です。 次の報告第5号からは野木係長より報告致します。
事務局 (野木係長)	<p>議案書の14ページをお開き願います。 【報告第5号を朗読、報告事項を説明】 議案説明書の51ページをお開き願います。 引き続き農業経営を行っている等の証明書について、報告致します。</p> <p>9月は1件、贈与税の納税猶予についての案件でありました。 合計面積は、田7,203㎡、畑1,500㎡、合計8,703㎡でございます。 審査の結果、引き続き農業経営を行っているものと判断し、証明書を交付致しました。</p> <p>以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。 議案書の15ページをお開き願います。 【報告第6号を朗読、報告事項を説明】 議案説明書53ページをお開き願います。 引き続き特定貸付けを行っている旨の証明書について、報告致します。</p> <p>9月は1件、贈与税の納税猶予についての案件でありました。 合計面積は、田5,978㎡、畑0㎡、合計5,978㎡でございます。 審査の結果、引き続き特定貸付を行っているものと判断し、証明書を交付致しました。</p> <p>以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。 報告は以上です。</p>
議 長 (草野会長)	<p>以上、事務局説明のとおりですのでご承知願います。 以上をもちまして、本日の議事は全て終了致しました。 これより、協議事項及びその他に移ります。 まず、事務局から何かございますか。</p>
事務局 (草野係長)	<p>本日、協議事項はございません。 続いて、その他を説明させていただきます。 事務局から、お配り致しました資料について御説明致します。</p> <p>1 【資料2】 第30回総会議案第6号（農地法第51条第1項に該当する事案）に係る経過報告について ➡説明した。</p>
事務局 (野木係長)	<p>2 【資料4】 農業者年金加入状況・受給状況内訳 ➡説明した。</p>

事務局
(野木係長)

- 3 【資料5】令和2年度福島県下農業委員会大会への参加について(通知)
➡説明した。
- 4 【資料6】令和2年いわき市農業委員会忘年会の開催中止について(通知)
➡説明した。
- 5 農業委員会だより第187号(令和2年10月1日発行)
➡説明した。

議長
(草野会長)

その他に関連して、私からのお願いです。
我々農業委員としては活動記録簿の提出は必須ですし、総会や現地調査への参加は義務と考えています。
以前は、選挙で選ばれた委員でありました。
農作業等で忙しく総会を欠席した折は、諸先輩方から、選ばれた農業委員が総会を欠席してはいけないと強く言われたことを思い出します。
また、農業者年金については、先進的な事例に触れる機会がありましたが、福島市や須賀川市の農業委員会は、活動が活発であるとの事例発表を伺っています。
農業者年金の推進には、農業委員の他、農地利用最適化推進やJAの協力も不可欠であるとも感じています。
蛭田職務代理者が農業者年金の推進部長となって、地域の方への働きかけも行っております。
農業者年金は、対象者がいないわけではなく、見つけられていないだけだと思いますので、引き続き訪問活動など、推進に力を入れていただければと思います。
それでは、他に委員の皆様から、ご意見はございますか。
特に無いようでありますので、以上をもちましていわき市農業委員会第31回総会を閉会致します。